

責任ある鉱物保証プロセス デューディリジェンス公開報告書

2025 年 1 月 27 日

大浦貴金属工業株式会社

1. 企業情報（全ての原産地）

会社名 : 大浦貴金属工業株式会社
C I D 番号 : CID001325
所在地 : 奈良県奈良市西ノ京町 284 番地
処理した 3 T G 原料 : 金
当該報告書対象期間 : 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

2. RMAP 評価サマリー（全ての原産地）

当社はインターテック・サーティフィケーション株式会社により監査を受け、責任ある
鉱物保証プロセス（以下、RMAP）適合認証を得ています。
認証有効期間：2024 年 7 月 26 日から 2025 年 7 月 25 日まで

■ 履歴

2024 年 7 月 25・26 日 インターテック・サーティフィケーション株式会社によ
り、査定期間 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の
RMAP 監査を実施
2025 年 1 月 27 日 RMI より RMAP 適合の認証を受ける
<https://www.ohura.co.jp/upload/Ohura%20Public%20Report.pdf>

3. サプライチェーンに関する企業方針（全ての原産地）

当社は、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーン
のためのデューディリジェンスガイダンス（OECD 指針）に従い、OECD 指針の附属
書 II に提示される全てのリスクに関わる金、およびそれらの鉱石ならびに派生物を、
紛争地域および高リスク地域から直接的または間接的に原料として購入、又は使用し

ないよう努めます。

本方針は、金の買取を行う窓口に掲示したり、サプライヤーへ直接送付したりするなどして伝達し、広く周知を図るとともに、当社の HP から入手可能としています。

<https://www.ohura.co.jp/csr/>

4. 企業管理システム（全ての原産地）

4-1 管理構造

- ① 責任ある鉱物の調達に関わる基本方針を実践するためのマネジメントシステムを構築しています。これを管理運用し、システム全体のレビューに関する責任を負うものとして、デューディリジェンスマネージャーを選任します。
- ② 基本方針を含む一連の手順は、当社マネジメントシステム管理文書として、全ての従業員へ周知、教育・訓練等の運用を行っています。
- ③ すべての従業員は、基本方針を理解することで関連する部門の役割と責任を果たします。懸念材料があれば、デューディリジェンスマネージャー、その他の管理監督者、或いは取締役会に報告します。
- ④ 2013 年、紛争鉱物 EICC-GeSI の CFS 監査の認証から毎年更新を続け、2019 年からは RMI による RMAP 監査に準じた手順に更新しています。

4-2 社内の管理システム

当社ではサプライチェーンに対して方針の周知を行い、身元の特定を行うため「取引先別プロフィール確認書類」を送付し回答を得ます。その後、金を供給する取引先の種類とデューディリジェンス要件を分類し、調達した金が「高リスク」であるかの判断をしています。

また、関係当事者からの苦情処理は、当社のホームページの問い合わせフォームまたは電話、あるいは社外の苦情報告システムである RBA Voices を使用することができます。

4-3 記録保持システム

デューディリジェンスマネジメントシステムに関する記録の保管、及び文書の作成・改定・発行は ISO 品質マネジメントシステムの文書管理規定に基づき、7 年間保管します。

5. リスクの特定（全ての原産地）

- ① 当社では紛争地域及び高リスク地域（CAHRA）を定義する手順について、以下の情報を参照し、1 つでも該当する地域は CAHRA と特定します。この調査は毎年 5 月または調達先を変更した際に確認します。
 - i) ドット・フランク金融規制改革および消費者保護法（ドット・フランク法）
米国ドット・フランク法に掲載されている、コンゴ民主共和国（DRC）および隣接する 9 ヶ国は高リスクと見なす。

- ii) ハイデルベルグ紛争バロメーター
ハイデルベルグ紛争バロメーターにて、ランク 4（限定戦争）、5（戦争）と指定されている地域を高リスクと見なす。
 - iii) 世界ガバナンス指標
世界ガバナンス指標で、6 項目のうち 3 項目が 30%以下の国を高リスクと見なす。
 - iv) 国連開発計画（United Nations Development Programme）の人間開発指数 HDI ランクにおいて、人権リスクが認められる地域【低位国（Low human development）に該当する地域】を高リスクとみなす。
 - v) EU CAHRA
欧州連合規則第 14 条第 2 項に基づき、欧州委員会が提供する CAHRA の指標リスト 9 に掲載されている地域を高リスクとみなす。
- ② 取引先周知（KYC）は、CAHRA に関する質問を設けた取引先別プロフィール確認書類を送付し、金を供給する取引先およびその受益所有者の所在地が、CAHRA に該当しないか確認します。
- ③ 日本以外からの調達先があった場合、①の i)～v) のすべての項目を重要視し、報告があった時点で該当する地域であるか否かを確認します。
- ④ リスクが特定された場合、デューディリジェンスマネージャーは取締役会に内容について報告します。また、当該の金を供給する取引先との関係を強化し、特定されたリスクを効率的に軽減するための措置をとります。それに係るリスク管理計画を作成し、実行します。それでも改善が見られなかった場合は、改善が確認されるまでの期間は取引を停止します。

2025 年 1 月現在、当社の調達先は日本国内のみとなっており、紛争地域および高リスク地域から調達した金は特定されていません。

以上